

腎臓機能障害者等通院交通費補助のお知らせ

腎臓又は小腸の機能に障害のあるかたが、人工透析又は中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療の給付を受けるために医療機関へ通院した場合、その医療機関への通院に要した交通費の一部を補助します。

■支給要件：下記1～6のすべてに該当しているかたが対象です。

- 1 町内に居住し、住民登録されているかた
- 2 腎臓機能障害または小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けているかた
- 3 医療機関に通院し、腎臓機能障害者は人工透析療法を受けているかた
小腸機能障害者は、中心静脈栄養法又は経腸栄養法を受けているかた
(入院の期間は対象外となります。)
- 4 他の制度による通院交通費の給付を受けていないかた
- 5 医療機関による無料送迎などを利用していないかた
- 6 令和6年度の町民税が非課税のかた

■補助額

- 1 鉄道若しくは定期路線バスの交通機関を利用した場合
その運賃額と、交付基準額のどちらか少ない金額
- 2 医療機関による送迎を利用した場合
その運賃又は負担額と、交付基準額のどちらか少ない金額
- 3 自家用自動車による場合
通院日数にかかわらず交付基準額の金額

※別表：交付基準額

通院距離（往復）	月 額	【参考】 年間（12か月分）
2 km以上～2.5 km未満	2,600円	31,200円
2.5 km以上～7.5 km未満	3,200円	38,400円
7.5 km以上～	5,200円	62,400円